

令和4年度 年末の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和4年12月12日（月）～12月21日（水）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 降雪等による道路環境の悪化による交通事故や、忘年会等で飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。
市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

重 点 1 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
2 自転車の安全利用の推進
3 飲酒運転の根絶
4 チャイルドシートの正しい使用と
全ての座席のシートベルト着用の徹底

12月15日（木）は
「交通安全にみんなで参加する日」及び
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止

日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間には重大な交通事故につながるおそれのある交通事故が多発しています。また、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合、車は一時停止しなければなりません。鳥取県内では7割の車が止まらない実態があります。歩行者は夕暮れ時・夜間における反射材用品の着用や運転者に横断する意思を明確に伝えることを、運転者は横断歩行者を優先した「思いやり運転」を心がけましょう。

◎運転者は・・・

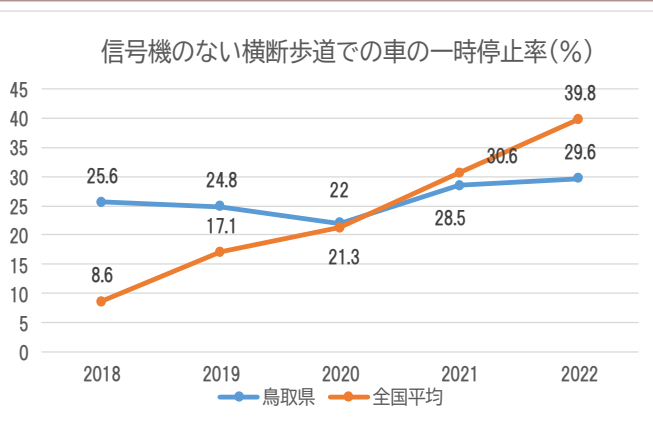
- 日没30分前にはライトを点灯し、対向車や先行車がないときには、ライトを上向き（ハイビーム）にするなどして歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。
- 横断歩道に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合を除いて、その手前で停止できるよう速度を落として進みましょう。
- 歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲りましょう。

◎歩行者は・・・

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。
- 道路・横断歩道を横断するときは手を挙げるまたは手のひらを見せるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関等では・・・

- 夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の前照灯のこまめな切り替え（ハイビームの活用）について、周知徹底に努めましょう。
- 夜間及び薄暮時における交通事故防止に効果が高い反射材用品の普及啓発に努めましょう。



例年、歩行者や自転車が見えにくくなる夕暮れ時・夜間の時間帯に交通事故が発生しています。歩行者は反射材の着用を、運転者は前照灯の早めの点灯に努めましょう。



「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」によると、2022年調査時における鳥取県の信号機のない横断歩道における車の一時停止率は29.6%となり、全国平均39.8%を下回りました。（参考：JAF 調査結果）

※信号機のない横断歩道を渡る歩行者の妨害は「横断歩行者等妨害等違反」に問われ、普通車の場合は2点の違反点と9千円の反則金が科されます。



重点事項2

自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の事故は、交差点での発生が6割以上で、そのうち63%が信号機のない交差点で発生しています。また、信号機のない交差点での事故では、87%が出会い頭事故となっています。自転車は車両であることを強く意識するよう、利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。（令和4年11月1日改正）
- スマートフォンを使用した「ながら運転」やイヤホンを使用した危険な運転等はやめましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しているか見直しましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
 - ・歩道では歩行者を優先し、原則は車道を走行
 - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
- 自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットの着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度の普及啓発に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車ヘルメットは、児童や幼児への着用努力義務でしたが、改正道路交通法では自転車に乗る全ての利用者に着用努力義務が課されます。

県下の人身事故件数及び死傷者数は年々減少しているものの、全死傷者に占める自転車乗用中の死傷者の割合は、過去10年間ほぼ横ばいで推移しています。

<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

個人賠償責任保険
他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。
傷害保険
自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。
TSマーク付帯保険
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。

重点事項3

飲酒運転の根絶

飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、「飲酒運転をしない！させない！」ことを徹底しましょう。

◎運転者・その周りの人は・・・

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
 - ・「飲酒運転をなくすための3つの約束」の実践
 - ・「ハンドルキーパー運動」の実践
 - ・公共交通機関や自動車運転代行サービスの利用
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。
- 自宅で飲酒する際は、飲酒後に運転して買い物等に出かけることがないよう、よく考えましょう。
- 自転車利用者も飲酒運転は絶対にやめましょう。

◎家庭・地域・職場・関係機関では・・・

- 飲酒運転をしない・させない環境作りに努めましょう。
 - ・朝礼や会議などの機会を活用した指導の徹底
 - ・飲酒運転を「しない・させない・許さない」意識を広報啓発

◎酒類提供業者は・・・

- 運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- 店内に飲酒運転根絶啓発用ポスター・チラシを掲示し、客に対して注意を促しましょう。

【飲酒運転】 ※運転者以外にも罰則が科せられます！

＜運転者・車両の提供者＞

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

＜酒類提供者・車両の同乗者＞

酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

ハンドルキーパー運動とは

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。



重点事項4

チャイルドシートの正しい使用と 全ての座席のシートベルト着用の徹底

道路交通法では、「6歳未満の幼児を乗車させる場合にはチャイルドシート（もしくはジュニアシート）を使用しなければならない」と義務づけられています。しかしながら、鳥取県でのチャイルドシートの使用率は全国平均を大きく下回っています。子どもの命を守るためにもチャイルドシート・シートベルトの正しい使用を徹底しましょう。

◎運転者は・・・

- 6歳未満の子どもを車に乗せるときは必ずチャイルドシートを使用しましょう。
- 子どもをチャイルドシートに座らせる際には必ずシートベルトをしましょう。
- チャイルドシートを設置していない車には子どもを乗せないようにしましょう。
- 後席に乗用している人にもシートベルトの着用を促しましょう。

◎地域・家庭・保育園・関係機関等では・・・

- チャイルドシートを付けていないことへの危機感を持つよう呼びかけましょう。
- 交通安全協会等での貸し出しがあることを周知しましょう。
- 子どもの命を守るためには、チャイルドシートの正しい使用が重要であることを呼びかけましょう。
- シートベルトの重要性を理解し、後席でも着用するよう周知しましょう。

鳥取県でのチャイルドシート使用状況調査で、鳥取県内では約4割が使用していないまたは正しく使用していないことが分かりました。車両シートにそのまま着座している人が16.7%、チャイルドシートにそのまま着座している人が9.1%、大人用シートベルトを着用している人が10%、保護者の抱っこが2.4%となっています。（参考：JAF調査結果）

【チャイルドシートの無料貸し出しについて】
鳥取県で交通安全協会の会員になると、ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しの特典を受けることができます。

※台数に限りがあります。

※貸出期間は2週間～1か月です。



2008年6月1日より全席シートベルトが義務化されていますが、後部座席同乗者の着用が未だ浸透していない現状があります。全国調査の結果、一般道における着用率は全国では後部座席同乗者42.9%、鳥取県では後部座席同乗者39.2%となっており、後部座席同乗者は6割以上がシートベルトをしていないことが分かりました。また、運転席でシートベルトをしている人と後部座席でシートベルトをしていない人を比べると事故を起こした際の頭部への衝撃が2倍近く高くなります。（参考：JAF調査結果）

短距離の移動であっても後部座席のシートベルトを着用しましょう。

